

建設部

建設委員会 【所管関係資料】 (当日配付)

2月18日提出

令和 7 年第 1 回定例会（2 月議会）
建設部 提出資料（当日配付資料）

令和 7 年 2 月 1 8 日
建 設 部

建設委員会

【所管関係】

- | | | |
|-------------|-------------------------|---------|
| ○ 建 設 政 策 課 | 元建設部職員の逮捕事案に係る再発防止策について | ・ ・ ・ 3 |
| ○ 港 湾 空 港 課 | 秋田県空港脱炭素化推進計画について | ・ ・ ・ 5 |

元建設部職員の逮捕事案に係る再発防止策について

建設政策課

元建設部職員が、秋田地域振興局発注の道路・河川等維持管理業務及び道路応急対策業務において、特定の事業者を再委託先としてあっせんする見返りとして賄賂を受け取り有罪となった事案を踏まえ、建設工事等業務全般における職員の不祥事を未然に防ぐため、次のとおり再発防止策を講じる。

1 職員の意識改革による公平・公正な職務遂行

(1) 全庁的な取組

- ・全職員に対してコンプライアンスWEB研修を実施したほか、職員一人ひとりがコンプライアンスについて考える機会を設けるため、各所属のチームごとにグループワークを実施した。
- ・職員との定期的なコミュニケーションを通して、再発防止を図るため、1 on 1（ワンオンワン）ミーティングを継続的に実施している。

(2) 建設部の取組（他部を含む建設工事等業務に関係する職員対象）

① 定期的なコンプライアンス研修の開催

コンプライアンス研修の受講頻度を3年に1回から年1回に高めるとともに、職場内におけるコンプライアンス・ミーティングを年2回程度実施する。

② 新規採用職員に対するコンプライアンスの徹底

公務員として求められる服務規律や具体的な対応方法等、コンプライアンスの重要性を認識させるため、年に2回実施している研修の内容に新たに組み込む。

③ コンプライアンス要綱・マニュアルの改訂

あっせん行為を厳しく律するため、「下請負への関与等の禁止」に関する項目を追加するなど、現行の要綱及びマニュアルを改訂するほか、利害関係者との間の禁止行為を改めて徹底するなど、職員の規範意識の向上を図る。

2 制度面や手法の見直し等による適正な業務執行

(1) 建設工事等業務全般における対応

① 現場における複数職員対応

- ・現場において受注者と協議や確認等を行う場合は、複数の職員による対応を徹底する。
- ・業務の都合等により、複数の職員が同時に現場に赴くことが困難な場合にあっても、タブレット等の通信機器を活用することで複数職員による確認体制を確保する。

② 建設工事等業務における情報共有システム（ASP※）活用の徹底

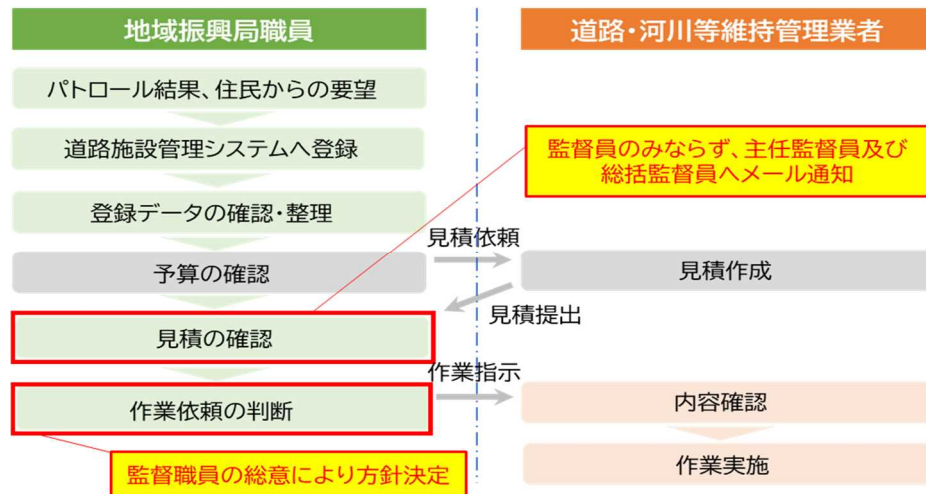
- ・受注者との打ち合わせや書類の確認等において、総括監督員や主任監督員など、複数の職員によるチェック機能を強化するため、ASPの活用を徹底する。

※公共工事における受発注者間のやり取りや工事書類の作成等をWEBを通して行うシステム

(2) 維持管理業務における対応

①(新) 道路・河川等維持管理システムにチェック機能を搭載

道路・河川等維持管理業務では、本年4月から運用を開始するシステムにおいて、監督員からの依頼により受注者から見積書が提出されると、通知メールが監督員のみならず総括監督員や主任監督員に自動送信される等、一連の機能を活用し、監督員の独断による業務執行を防ぐ。



【緊急時を想定した訓練の実施】

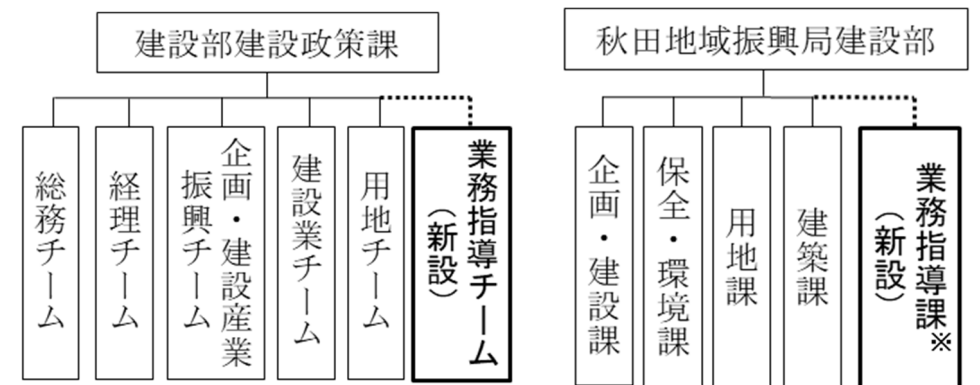
災害発生時等の突発事例を想定した訓練を実施することにより、各訓練過程で得られた課題への対応を検討しながら、より実効性のある運用を目指す。

②委託契約書に基づく提出資料の厳格化

- 本件事案に係る業務委託において、元請事業者から下請作業に係る書類が未提出であったことを踏まえ、すべての維持管理業務委託契約書において、「下請負届」の提出義務を明記する。
- 県発注業務における指示、協議事項等を受発注者間で確実に共有するため、契約書及び特記仕様書に書面による提出義務を明記する。

3 けん制機能・チェック体制の強化

- 各地域振興局建設部次長によるチェック機能の強化を図る。
- 建設政策課に新たに業務指導チーム（仮称）を設置し、各地域振興局建設部等の内部監査を行うとともに、再発防止策の実施状況を確認し、必要な助言・指導を通じて取組の定着を図る。
- 秋田地域振興局建設部に業務指導課（仮称）を設置し、事業について日常的に点検を行う。



※本庁業務指導チーム員が兼務

4 不正発生リスクの未然防止と早期把握

- 道路・河川等維持管理業務委託における監督員の従事期間を基本的に2年とし、工事についても長期間の従事にならないよう癒着の防止を図る。
- 工事及び維持管理業務委託の元・下請事業者の受注状況を随時点検する。
- 事業者にかかわる再発防止策の内容の周知や、受発注者間の問題に対応する相談窓口の建設政策課への設置など、建設業界団体等と連携して不祥事の未然防止を図る。

秋田県空港脱炭素化推進計画について

港 湾 空 港 課

1 概要

県内2空港において、2050年のカーボンニュートラルを目指し、空港施設や空港車両からのCO₂排出量削減に向けた方針を定める「秋田県空港脱炭素化推進計画」の作成を進めている。

2 計画の作成について

国が示しているマニュアルに基づき、県内2空港の関係者で構成される秋田県空港脱炭素化推進協議会において議論・検討を行っている。

県内2空港での連携を想定しCO₂排出量の集計や目標を設定している。

(1) 協議会構成員

国、県、航空会社、ターミナルビル等空港関係者

計11者

(2) 計画に定める主な事項

- ・空港脱炭素化に向けた方針
- ・目標及び目標年次
- ・脱炭素化の取組内容、実施時期及び実施主体

3 計画目標の設定

(1) 重要達成度指数（KPI）と具体的な数値目標

KPI (重要達成度指数)	2013年	具体的な数値目標	
		短期(2030年)	長期(2050年)
秋田空港 CO ₂ 排出量	3,807トン/年	2,043トン/年 (2013年比46%減)	実質0トン/年 (2013年比100%減)
大館能代空港 CO ₂ 排出量	1,027トン/年	554トン/年 (2013年比46%減)	実質0トン/年 (2013年比100%減)

(2) 主な取組内容

- ・施設の省エネ化
(航空灯火LED化、高効率空調機器への更新など)
- ・車両の電動化
- ・再生可能エネルギーの導入促進
(太陽光発電設備、蓄電池の導入など)



電球式 LED式
航空灯火LED化(※1)



車両の電動化(※2)



太陽光発電設備(※1)

(※1 出典：国土交通省 空港脱炭素化事業推進のためのマニュアル)

(※2 出典：国土交通省 日本の空港整備、運営及び脱炭素の取組について)

4 今後のスケジュール

令和6年1月から協議会で議論・検討を進め、令和7年1月に計画認定申請書を国土交通省へ提出し、3月に認定される見込みである。

5 計画の推進

推進計画策定後は、計画を実行していくための実施計画を作成し、年1回程度の協議会で進捗の確認やフォローアップを実施し、計画の推進を図る。